

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 会社からお金を借りると税金？

Q：当社では福利厚生の一環として住宅取得資金貸付制度を設けました。社員には何%で貸し付ければ問題はないのでしょうか。

また、役員である私も家を建て替えるため会社からお金を借りた場合、社員と同様の利息でよいのでしょうか。

A：税法上、会社が居住用の土地、建物等の取得資金の貸付けを行う場合、一般従業員に対しては年利3%以上の利息をとることが要件とされています。

しかし、貸付先が役員となると年利5%以上となっています。

では、もし役員にも3%の年利で貸し付けた場合はどうなるのでしょうか。

そうすると通常取得すべき利率（住宅資金の貸付けなら5%）により計算した金額と実際に徴収した利息との差額が役員報酬となります。役員にとっては給与所得として課税されてしまいます。

一方、通常取得すべき利率以上の利率で貸し付けた場合には、会社側は実際徴収した利息を受取利息に計上するだけです。役員側は特に課税関係はありません。

同族会社などの場合、個人と会社を同一視している場合が多いため、利息の授受については特に考えないで、資金を融通しているケースがよくみられます。余計な課税がされないようにしたいものです。

